

営繕工事における猛暑および熱中症対策に関する運用指針の概要

1. 策定の目的

建設業における働き方改革推進の観点から、国土交通省において「営繕工事における猛暑を考慮した適正な工期設定の運用について」（令和6年3月22日付け、国営計第173号、国営建技第14号）により、猛暑について、過去の測定値に基づき想定した作業不能日数を工期に見込む運用がされている。また、令和7年7月に改定された「公共建築工事における工期設定の考え方」において、「猛暑」を考慮することが追加された。

本県においても、猛暑における作業不能日数を工期に見込むため「営繕工事における猛暑および熱中症対策に関する運用指針」を策定し、建設業における働き方改革の取組を推進する。

また、国土交通省において「営繕工事における熱中症対策に係る費用について」（令和5年3月29日付け、国営計第188号、国営積第12号、国営建技第17号）により、熱中症対策に係る共通仮設費および現場管理費への計上の考え方が示されており、本県においても、この考え方を運用指針に明記する。

2. 運用指針の概要

○猛暑による作業不能日数を考慮した工期の設定

(1) 猛暑による作業不能日数の算定の対象

環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間とする。

(2) 工事発注時の取扱い

工事発注に際して猛暑により見込む作業不能日数は、現場作業時間を、各日（滋賀県の休日定める条例（平成元年条例第10号）に定める県の機関の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）の8時から17時までとし、上記（2）に該当する時間を、過去5年のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したものとする。

猛暑により見込む作業不能日数は、特記仕様書に明示する。

(3) 工期の変更に係る取扱い

当該現場において、上記（1）に該当し、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、または現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものが、設計図書に明示する日数と著しく乖離し、受発注者間において協議を行い必要と認められる場合は、猛暑による作業不能日数について設計図書を変更し、工期および請負代金額を変更することができる。

○熱中症対策に関する費用の計上

一般的な熱中症対策に関する項目は、共通仮設費率および現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上している。

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服
- ・ ドライミスト
- ・ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 等

一般的な熱中症対策に関する項目以外を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応する。

3. その他

令和7年12月1日以降に入札公告するものから適用する。